

大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「消防法」を「消防法、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）」に改める。

第10条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条中「第6条」を「第9条」に改め、同条を第11条とし、第4条から第7条までを3条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の3条を加える。

（火薬類取締法の規定に基づく事務に係る手数料）

第4条 火薬類取締法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 火薬類の製造の許可の申請に対する審査 1件につき220,000円
- (2) 火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる販売営業の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 競技用紙雷管のみの販売営業 25,000円
 - イ その他の販売営業 110,000円
- (3) 火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査 1件につき73,000円
- (4) 火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1件につき8,300円
- (5) 火薬類の製造施設の完成検査 1件につき41,000円
- (6) 火薬庫の完成検査 次に掲げる工事の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 設置又は移転の工事 41,000円

- イ 構造又は設備の変更の工事 23,000円
- (7) 火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 1件につき1,200円
- (8) 火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 次に掲げる譲受けの区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 火工品のみの譲受け 2,400円
 - イ その他の譲受け 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 3,500円
 - (イ) その他の場合 6,900円
- (9) 火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 12,000円
 - イ その他の場合 25,000円
- (10) 煙火の消費の許可の申請に関する審査 1件につき7,900円
- (11) 特定施設又は火薬庫に係る保安検査 1件につき41,000円
- 2 前項各号（第5号、第6号及び第11号を除く。）に掲げる事務に係る申請をする者が国である場合にあつては、これらの規定中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料）

第5条 高圧ガス保安法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。
 - (1) 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（イに掲げる者を除く。）
次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この条において同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備 560,000円
- (イ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 340,000円
- (ウ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 220,000円
- (エ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 140,000円
- (オ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 110,000円
- (カ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 86,000円
- (キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円
- (ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円
- (ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この条において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 91,000円
 - (イ) 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 75,000円
 - (ウ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備

60,000円

(エ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備
44,000円

(オ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備
27,000円

(カ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備
21,000円

(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備
16,000円

(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 13,000
円

(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 11,000円

(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,400円

ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 110,000円

(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 87,000円

(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円

(エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円

(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円

(2) 高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造
をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査 次に
掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに
掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この号において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 370,000円
 - (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 220,000円
 - (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合 150,000円
 - (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 93,000円
 - (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 69,000円
 - (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合 61,000円
 - (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円
 - (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円
 - (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円
 - (コ) その他の場合 16,000円
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 65,000円
 - (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 53,000円
 - (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合 44,000円
 - (エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合 31,000円
 - (オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 18,000円
 - (カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 14,000円
 - (キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合 12,000円
 - (ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円
 - (ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円
 - (コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 5,100円
 - (サ) その他の場合 3,200円
- ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合に

あつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この号において同じ。) に比して3,000トン以上増加する場合
69,000円

(イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円

(ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円

(エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円

(オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円

(カ) その他の場合 16,000円

(3) 高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 1件につき25,000円

(4) 第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円

イ その他の場合 11,000円

(5) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 第1号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者並びに同号ア(ア)から(ケ)まで、同号イ(ア)から(コ)まで及び同号ウ(ア)から(オ)までに掲げる設備の区分に応じ、1件につき、それぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

(6) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査 1件に

つき18,750円

- (7) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 第2号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者並びに同号ア(ア)から(コ)まで、同号イ(ア)から(サ)まで及び同号ウ(ア)から(カ)までに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）
- (8) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査 第4号ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額
- (9) 輸入をした高圧ガス及びその容器の検査 次に掲げる検査の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
- ア 容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査 27,000円
- イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査 21,000円
- ウ 容積300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査 13,000円
- (10) 特定施設の保安検査 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
- ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 610,000円
 - (イ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 370,000円
 - (ウ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 250,000円
 - (エ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 150,000円
 - (オ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 120,000円
 - (カ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 95,000円
 - (キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円
 - (ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円
 - (ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円
- イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 95,000円
 - (イ) 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 80,000円
 - (ウ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備 64,000円
 - (エ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 47,000円

(オ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備
31,000円

(カ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備
22,000円

(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備
20,000円

(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000
円

(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円

(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円

ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円

(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円

(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円

(エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円

(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円

(11) 容器検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積500リットルの容器 1個につき16,000円

(イ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
- (イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円
- (ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円
- (エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円
- (オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円

ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額
- (イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円
- (ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円
- (エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円

エ その他の容器に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 内容積500リットルの容器 1個につき7,100円
- (イ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円
- (ウ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円
- (エ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円
- (オ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円
- (カ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円

(12) 容器再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又

は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額

(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円

(ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額

(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円

(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円

(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円

(オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円

ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額

(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円

(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円

(エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円

エ その他の容器に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額

(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき7,100円

(ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円

- (エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円
 - (オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円
 - (カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円
 - (キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円
- (13) 附属品検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器 1個につき31円
 - (イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円
 - イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 内容積500リットルの容器 1個につき540円
 - (イ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円
- (14) 附属品再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円
 - (イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円
 - イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円
 - (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円
 - (ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円

- (15) 容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円
- (16) 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等 1件につき1,400円

2 前項第1号から第4号までに掲げる事務に係る申請をする者が国である場合にあっては、これらの規定中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(液石法の規定に基づく事務に係る手数料)

第6条 液石法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査 1件につき31,000円
- (2) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 1通につき630円
- (3) 液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務 1回につき460円
- (4) 保安機関の認定の申請に対する審査 1件につき34,000円と6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
- (5) 保安機関の認定の更新の申請に対する審査 1件につき14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
- (6) 保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査 1件につき20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
- (7) 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円
 - イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合 80,000円
 - ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 110,000円

- (8) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査 1件につき
21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (9) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (10) 液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この条において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た数と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
- (11) 液石法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
- (12) 充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査 1件につき28,000円に充填設備の数を乗じて得た額
- (13) 充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき19,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
- (14) 液石法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査 1件につき36,000円に充填設備の数を乗じて得た額
- (15) 液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査 1件につき27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額

(16) 充填設備の保安検査 1件につき27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて
得た額

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市消防手数料条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例における用語の意義は、消防法、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）及びこれらの法律に基づく命令の例による。

(消防法の規定に基づく事務に係る手数料)

第3条 省 略

(火薬類取締法の規定に基づく事務に係る手数料)

第4条 火薬類取締法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 火薬類の製造の許可の申請に対する審査 1件につき220,000円
- (2) 火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 次に掲げる販売営業の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 競技用紙雷管のみの販売営業 25,000円
 - イ その他の販売営業 110,000円
- (3) 火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査 1件につき73,000円
- (4) 火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 1件につき8,300円
- (5) 火薬類の製造施設の完成検査 1件につき41,000円
- (6) 火薬庫の完成検査 次に掲げる工事の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 設置又は移転の工事 41,000円
 - イ 構造又は設備の変更の工事 23,000円
- (7) 火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 1件につき1,200円
- (8) 火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 次に掲げる譲受けの区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 火工品のみの譲受け 2,400円
 - イ その他の譲受け 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 3,500円
 - (イ) その他の場合 6,900円

(9) 火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 12,000円

イ その他の場合 25,000円

(10) 煙火の消費の許可の申請に関する審査 1件につき7,900円

(11) 特定施設又は火薬庫に係る保安検査 1件につき41,000円

2 前項各号（第5号、第6号及び第11号を除く。）に掲げる事務に係る申請をする者が国である場合にあっては、これらの規定中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

（高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料）

第5条 高圧ガス保安法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（イに掲げる者を除く。）次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下この条において同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備 560,000円

(イ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 340,000円

(ウ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 220,000円

(エ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 140,000円

(オ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 110,000円

(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 86,000円

(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 68,000円

(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 54,000円

(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 31,000円

イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この条において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 91,000円
 - (イ) 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 75,000円
 - (ウ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備 60,000円
 - (エ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 44,000円
 - (オ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 27,000円
 - (カ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 21,000円
 - (キ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 16,000円
 - (ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 13,000円
 - (ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 11,000円
 - (コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,400円
- ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 110,000円
 - (イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 87,000円
 - (ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 68,000円
 - (エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 54,000円
 - (オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 36,000円
- (2) 高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
- ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この号において同じ。）に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 370,000円
 - (イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 220,000円
 - (ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立

方メートル未満増加する場合 150,000円

(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 93,000円

(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 69,000円

(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合 61,000円

(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 57,000円

(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 39,000円

(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 26,000円

(コ) その他の場合 16,000円

イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合 65,000円

(イ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合 53,000円

(ウ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満増加する場合 44,000円

(エ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合 31,000円

(オ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合 18,000円

(カ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合 14,000円

(キ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して5,000立方メートル以上25,000立方

メートル未満増加する場合 12,000円

(ク) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満増加する場合 9,200円

(ケ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル以上1,000立方メートル未満増加する場合 8,200円

(コ) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して200立方メートル未満増加する場合 5,100円

(サ) その他の場合 3,200円

ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この号において同じ。）に比して3,000トン以上増加する場合 69,000円

(イ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して1,000トン以上3,000トン未満増加する場合 62,000円

(ウ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して300トン以上1,000トン未満増加する場合 55,000円

(エ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン以上300トン未満増加する場合 38,000円

(オ) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して100トン未満増加する場合 30,000円

(カ) その他の場合 16,000円

(3) 高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 1件につき25,000円

(4) 第1種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 14,000円

イ その他の場合 11,000円

(5) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 第1号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者並びに同号ア(ア)から(ケ)まで、同号イ(ア)から(コ)まで及び同号ウ(ア)から(オ)までに掲げる設備の区分に応じ、1件につき、それ

ぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

(6) 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査 1件につき18,750円

(7) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査 第2号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者並びに同号ア(ア)から(コ)まで、同号イ(ア)から(サ)まで及び同号ウ(ア)から(カ)までに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液石法第37条の3第1項の完成検査を受け、液石法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

(8) 高圧ガス保安法第20条第3項の規定に基づく第1種貯蔵所の完成検査 第4号ア及びイに掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ同号に定める手数料の額の4分の3に相当する額

(9) 輸入をした高圧ガス及びその容器の検査 次に掲げる検査の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 容積1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査 27,000円

イ 容積300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査 21,000円

ウ 容積300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査 13,000円

(10) 特定施設の保安検査 次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 610,000円

(イ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 370,000円

(ウ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 250,000円

(エ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 150,000円

(オ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 120,000円

(カ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 95,000円

(キ) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 75,000円

(ク) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 60,000円

(ケ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 33,000円

イ 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備 95,000円

(イ) 処理容積が5,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備 80,000円

(ウ) 処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の設備 64,000円

(エ) 処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備 47,000円

(オ) 処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備 31,000円

(カ) 処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備 22,000円

(キ) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備 20,000円

(ク) 処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備 15,000円

(ケ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備 12,000円

(コ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備 7,700円

ウ 高圧ガス保安法第5条第1項第2号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 冷凍能力が3,000トン以上の設備 120,000円

(イ) 冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の設備 95,000円

(ウ) 冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の設備 76,000円

(エ) 冷凍能力が100トン以上300トン未満の設備 60,000円

(オ) 冷凍能力が20トン以上100トン未満の設備 42,000円

(11) 容器検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積500リットルの容器 1個につき16,000円

(イ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円

イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額

(イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円

(ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円

(エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円

(オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円

ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積30リットル以上500リットル以下の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額

(イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円

(ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円

(エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円

エ その他の容器に係る容器検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積500リットルの容器 1個につき7,100円

(イ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円

(ウ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円

(エ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円

(オ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円

(カ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円

(12) 容器再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
 - (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき16,000円
 - (ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき6,600円
- イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額
 - (イ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき320円
 - (ウ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき260円
 - (エ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき180円
 - (オ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき150円
- ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 内容積30リットル以上の容器 1個につき220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに4円を加えた額
 - (イ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき220円
 - (ウ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき160円
 - (エ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき140円
- エ その他の容器に係る容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額
 - (イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき7,100円
 - (ウ) 内容積150リットル以上500リットル未満の容器 1個につき800円
 - (エ) 内容積30リットル以上150リットル未満の容器 1個につき210円
 - (オ) 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個につき170円
 - (カ) 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個につき110円
 - (キ) 内容積1リットル未満の容器 1個につき90円
- (13) 附属品検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送

自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積150リットル以上500リットル以下の容器 1個につき31円

(イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円

イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積500リットルの容器 1個につき540円

(イ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円

(14) 附属品再検査 次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円

(イ) 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円

イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円

(イ) 内容積500リットル以上1,000リットル未満の容器 1個につき540円

(ウ) 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円

(15) 容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査 1件につき16,000円

(16) 容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等 1件につき1,400円

2 前項第1号から第4号までに掲げる事務に係る申請をする者が国である場合にあっては、これらの規定中「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(液石法の規定に基づく事務に係る手数料)

第6条 液石法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査 1件につき31,000円

(2) 液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付 1通につき630円

(3) 液化石油ガス販売事業者登録簿を閲覧に供する事務 1回につき460円

(4) 保安機関の認定の申請に対する審査 1件につき34,000円と6,900円に新たに行う保安業

務区分の数を乗じて得た額との合計額

- (5) 保安機関の認定の更新の申請に対する審査 1件につき14,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
- (6) 保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査 1件につき20,000円と6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
- (7) 保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額
 - ア 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸未満の場合 55,000円
 - イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合 80,000円
 - ウ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合 110,000円
- (8) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査 1件につき21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (9) 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
- (10) 液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この条において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た数と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
- (11) 液石法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 1件につき24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
- (12) 充填設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査 1件につき28,000円に充填設備の数を乗じて得た額

- (13) 充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査 1件につき
19,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
- (14) 液石法第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査 1件につき36,000円に充填設
備の数を乗じて得た額
- (15) 液石法第37条の4第3項において準用する液石法第37条の2第1項の許可に係る充填設備
の完成検査 1件につき27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た額
- (16) 充填設備の保安検査 1件につき27,000円に検査に係る充填設備の数を乗じて得た額

第4条 - 第7条 省 略
第7条 第10条

(減 免)

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第3条から第6条までの規定による手数料
第11条 第9条

を減額し、又は免除することができる。

(還 付)

第9条 省 略
第12条

(施行の細目)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。
第13条 関し 市規則で